

## 在外選挙人登録申請(来館が困難な方に対する特例措置について)

●2022年4月1日から、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた行動制限措置等の対象地域(※)や遠隔地にお住まいの方等、一定の条件を満たす方に対して、在外選挙人登録申請の本人出頭を免除する特例措置を開始します(※3月29日現在、当館の在外選挙管轄区域内に該当地域はありません。)

●今夏には、参議院議員通常選挙が予定されています。在外選挙人登録には、通常2か月ほど(注)かかりますので、早めの登録申請をおすすめいたします。

(注 申請時点で3ヶ月以上当地に住所を有していることが確認できる場合)

1 2022年4月1日から、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた行動制限措置等の対象地域(※)や遠隔地にお住まいの方等、一定の条件を満たす方に対して、在外選挙人登録申請の本人出頭を免除する特例措置を開始します。在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方は、事前に当館までご相談ください。一定の条件を満たす場合には、ビデオ通話による在外選挙人登録申請ができます(※3月29日現在、当館の在外選挙管轄区域内に該当地域はありません。)

2 本件特例措置の詳細につきましては、当館ホームページをご覧ください

[https://www.us.emb-japan.go.jp/j/zaigai\\_senkyo/menjo.news2022.03.29.pdf](https://www.us.emb-japan.go.jp/j/zaigai_senkyo/menjo.news2022.03.29.pdf)

3 今夏には、参議院議員通常選挙が予定されています。在外選挙人登録には、通常2か月ほど(注)かかりますので、早めの登録申請をおすすめいたします。

(注 申請時点で3ヶ月以上当地に住所を有していることが確認できる場合)

在外選挙制度等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。当館までお問い合わせください。

外務省ホームページ「在外選挙」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ「在外選挙制度について」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

※この領事メールは、DC・MD 州・VA 州の在留邦人の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700(代表)

HP: [https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

◎領事メールのバックナンバーはこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_mail.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html)